

# 定期試験（筆記）日割表

東北運輸局 令和 7 年 4 月 施行

## 《 試験開始期日・受験場所 》

試験開始日：令和7年4月10日（木）・東北運輸局（仙台市）

## 《 試験申請受付期間 》

|                    |                                           |
|--------------------|-------------------------------------------|
| 筆記試験受験<br>（併科受験含む） | 令和 7 年 3 月 6 日（木）～ 令和 7 年 3 月 26 日（水）消印有効 |
| 口述試験のみ受験           | 令和 7 年 3 月 6 日（木）～ 令和 7 年 4 月 9 日（水）消印有効  |

## 《 試験申請先 》

〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

※同一定期試験時期に2つ以上の試験種別を受験する場合（併科・同時受験）、**試験種別毎の申請書を同時に提出**する必要があります。（例：三級筆記試験と四級口述試験を受ける場合、上記「筆記試験受験」の受付期間内に三級と四級の申請書類を同時に提出すること）

また、他の受験地との同時申請・受験はできません。

※郵送申請の場合、受験票を返送しますので、**返信用の封筒と切手（110円以上）**を同封してください。

|      | 月 日   | 曜 日 | 試験種別     | 試 験 科 目 |                      |
|------|-------|-----|----------|---------|----------------------|
|      |       |     |          | 午 前     | 午 後                  |
| 第1日  | 4月10日 | 木   | 一～三級（通信） | 航海一般    |                      |
|      |       |     | 一～四級（電通） |         |                      |
|      |       |     | 六級（航海）   |         | 航海・運用・法規             |
|      |       |     | 六級（機関）   |         | 執務一般・機関（その二）・機関（その一） |
| 第2日  | 4月14日 | 月   | 五級（航海）   | 航 海     | 法 規                  |
|      |       |     | 四級（機関）   | 機関（その一） | 執務一般 機関（その三）         |
| 第3日  | 4月15日 | 火   | 五級（航海）   | 運 用     |                      |
|      |       |     | 四級（機関）   | 機関（その二） |                      |
| 第4日  | 4月16日 | 水   | 四級（航海）   | 航 海     | 法 規                  |
|      |       |     | 五級（機関）   | 機関（その一） | 執務一般 機関（その三）         |
| 第5日  | 4月17日 | 木   | 四級（航海）   | 運 用     |                      |
|      |       |     | 五級（機関）   | 機関（その二） |                      |
| 第6日  | 4月21日 | 月   | 三級（航海）   | 航 海     | 法 規                  |
|      |       |     | 三級（機関）   | 機関（その一） | 執務一般 機関（その三）         |
| 第7日  | 4月22日 | 火   | 三級（航海）   | 運 用     |                      |
|      |       |     | 三級（機関）   | 機関（その二） |                      |
| 第8日  | 4月24日 | 木   | 二級（航海）   | 航 海     | 法 規                  |
|      |       |     | 二級（機関）   | 機関（その一） | 執務一般                 |
| 第9日  | 4月25日 | 金   | 二級（航海）   | 運 用     | 英 語                  |
|      |       |     | 二級（機関）   | 機関（その二） | 機関（その三）              |
| 第10日 | 4月30日 | 水   | 一級（航海）   | 航 海     | 法 規                  |
|      |       |     | 一級（機関）   | 機関（その一） | 執務一般                 |
| 第11日 | 5月1日  | 木   | 一級（航海）   | 運 用     | 英 語                  |
|      |       |     | 一級（機関）   | 機関（その二） | 機関（その三）              |

- 注（1） 4月10日の一～三級（通信）、一～四級（電子通信）、六級海技士（航海）及び内燃六級海技士（機関）については、筆記試験開始前に身体検査を実施する。
- （2） 上記（1）以外の身体検査については、口述試験の開始直前にその都度行う。
- （3） 筆記試験は、午前は9時から、午後は1時30分から開始する。試験開始時刻の15分前には海技試験室に入室すること。
- （4） 4月14日の午後に実施する四級（機関）試験、4月16日の午後に実施する五級（機関）試験及び4月21日の午後に実施する三級（機関）試験の機関（その三）は、執務一般終了後午後3時10分から開始する。
- （5） 「試験種別」欄の「電通」とは、「電子通信」のことをいう。
- （6） 4月定期試験において、船橋当直三級海技士（航海）及び機関当直三級海技士（機関）試験は実施しない。